



Title	鏡屋一『章士釗と中国近代政治史研究』
Author(s)	田中, 仁
Citation	近きに在りて : 近現代中国をめぐる討論のひろば. 2005, 46, p. 95-100
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/76726
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

鏡屋一『章士釗と近代中国政治史研究』

田 中 仁

I

本書は、清末から人民共和國建国後にいたる章士釗（1881-1973）の思想と行動の解明を目的としている。それは章士釗の思想と行動が20世紀における中国の政治史においてもつ意義を明らかにする試みであり、それによって今世紀前半における中国の政治史を新たな観点から展望する試みである（p.9）。

すなわち、本書は章士釗研究であり、同時に彼の思想と行動を媒介とする中華民国政治史の研究でもあるとすることができるのであるが、本書が設定する視角について筆者は、「あとがき」で次のように述べている。

魯迅の目を借りて近代中国政治史を眺め直して見ると、はたして「分裂」の歴史であると見えた。しかしその一方では、「分裂」を超克し「統合」へと向かわせる「力」が、…概念化の難しい力が働いていることに気づかされた。軍事力や組織や総動員体制以外にも、アングロ・サクソン社会が生み出し制度化し体系化してきた、不一致を前提とし一致にいたる方法があって、それは中国人社会にも適応可能だと主張する思想があり、歴史・伝統・民族・文化を重視する章士釗はその類型のひとつであると思われた。章士釗の思想と行動をたどることで、そのような「統合」の「力」の片鱗を描けるのではと考えるようになった。

章士釗の思想を自由主義にもとづく議会主義的政治統合論であるとして彼の思想と言動を跡づけるとともに、それらと関連づけながら——従って「自由主義」原理を引照基準として——中華民国前期の中国政治の展開を提示するということであろう。

まず、本書の構成を掲げておく。

序章

第一部 章士釗の議会主義政治論

第一章 青年章士釗の政治的肖像

第二章 『民立報』における章士釗の議会主義政治論

第三章 「第二革命」における章士釗の討袁運動

第四章 『甲寅』における章士釗の自由主義政治論

第五章 「第三革命」における章士釗と軍務院

第六章 南北和平会議の政治力学

第二部 新たな政治統合論の模索

第一章 章士釗の新国家建設構想

第二章 新文化運動批判と文化的保守主義

第三章 臨時執政府の成立と章士釗の入閣

第四章 臨時執政府の崩壊と章士釗の挫折

第三部 中国政治における知識人

第一章 「訓政体制」と章士釗の政治的位置

第二章 抗日戦期の章士釗と議会主義政治論への回帰

第三章 国共和平交渉における章士釗

第四章 中華人民共和国における章士釗

終章

本書が掲げる二つの課題との関連で言えば、章士釗の軌跡については、第一部が1903-21年、第二部が1921-28年、第三部が1930-73年という構成によって時期を追いながら吟味されていく。これに対して中国政治史に対する具体的検討は、章が中国政治の中枢に位置していた時期、本書の構成で言えば第一部第二章から第二部第四章の部分である。

II

それでは本書が提示する章の思想と言動を整理しておこう。

章士釗は、1881年に湖南省に生まれた。1901年、武昌・両湖学院で黄興と邂逅、03年、『蘇報』主筆となり、黄とともに華興会を結成した。この間、『三十三年の夢』を翻訳して『孫逸仙』を出版、また『黄帝魂』を発行する。05年、亡命先の日本で結成された中国同盟会に彼が参加しなかったの

は、テロリズムとの訣別を意味していた。青年期の章と彼の同志たちは、ともに民族主義的な関心をもち、黄帝の子孫というアイデンティティを共有していた。清朝の打倒をめざす彼らの「革命」論の背後には近代国民国家を引照基準とする国民統合的志向が存在していた。ここに章士釗の思想的出発点があったとしようが、同時に、仏・露の領土侵略に対する愛国主義的憤慨や『黄帝魂』に見られる民族主義的感情は、統一された中国を希求する心情として彼の政治思想の基盤となりうるものであった。08年に渡英し、アバディーン大学で政治学・法律学・論理学を学んだ。彼の統治機構論としての議会主義政治論は、英国留学の結果であると言ってよい。【1-1(第一部第一章、以下同じ)】

武昌起義を知った章士釗は急遽帰国し、非会員のまま同盟会機関紙『民立報』を主宰することになった。章の「毀党造党」論は、宋教仁の同盟会の拡大改組による国民党結成の動きを支援するものであった。章の政治論には明確なエリート主義が刻印されていたが、それは中華民国の現実に対する政治的リアリズムとともに、引証基準とされたイギリス政治体制についての彼の理解によるものであった。また中国における議会主義発展のための必要条件として提示された「党徳」は、自由主義的「倫理性」の喚起を意味していた。このような章士釗の議会主義的政治統合論は、軍事的統合の必要と軍事力管理の問題に対する配慮の欠如という方法上の欠陥を内在していた。【1-2】

1912年8月、張継武事件によって『民立報』を辞して北上し、袁世凱の幕下に入った章士釗は、宋教仁暗殺事件を契機に袁のもとを去り、討袁運動に奔走、「第二革命」では江蘇討袁軍総司令部秘書長となった。責任内閣制と政党政治による中華民国の政治発展を主張していた章が武力討伐を説き自ら戦地に赴いたことは、思想的観点から見れば、暫時的後退であった。章士釗が構想していたのは、国家体系を一旦白紙に還元したうえでの「約法体制」樹立過程の再履行であった。【1-3】

1914年5月、章士釗は亡命先の東京で『甲寅』を創刊した。彼は、当時のイギリス自由主義思想をふまえて、西欧の政治は「調和」によって発達したとして中国政治における諸勢力の均衡＝「調和」を提起し、そのためには「政治的寛容」と「反対の制度化」が必要であると主張する。同時に彼は、ルソー的「抵抗権」の行使によって、「国家」に対する自発的服従の契機の喪失が「民族」を基体とする政治社会の再構築を必要とするという論

理を導きだした。章は、近代中国史上突出したりベラリストであったがデモクラットではなかった。むしろ「多数の専制」といったデモクラシーのもつ負の側面を嫌悪した思想家であり、そこに自由主義とエリート主義が共存する所以があった。彼は「政治的寛容」を拒絶する中華革命党を袁世凱の「専制」とともにを批判するのであるが、そうした政治的処方箋をいかにして現実化させようのかという点で隘路に逢着していた。【1-4】

章士釗は、黄興支持者とともに欧事研究会を結成し、「第三革命」のために奔走して両広都司令部と軍務院の秘書長に就任する。こうした彼の行動は、「反対の制度化」と「政治的寛容」を内実とする自由主義的政治の実現のために不可欠な手順のひとつであった。【1-5】

湖南省選出の参議院議員として上京し、また北京大学教授となった章士釗は、1917年1月『甲寅』日刊を創刊、その編集者に李大釗を迎えた。18年夏、広東軍政府秘書長となった章は、南北和平会議を計画して岑春煊・唐紹儀や日本当局の支持獲得を求め、また南方代表の資格で会議に参加した。彼の南北統一計画は、非常国会の解散とその見返りとしての段祺瑞辞職によって新議会を召集しようとするものであり、さらに第三の議会の南京での開催を構想するようになった。20年1月、南方議会は「約法に叛き制憲を破壊している」とする章に対する議員除名動議を可決した。【1-6】

1920年9月、章士釗は「法統」論を否定して連邦から統一へという新しい政治統合の方法を提起した。21年1月から22年9月にいたる欧州視察は、彼に第一次大戦後ヨーロッパ社会の疲弊に起因する西欧代議政治への失望を与えるとともに、ギルド社会主義論から大きな影響を受けた。すなわち故郷の湖南省と結びつけて展開された「業治」論と農業立国論は、国家建設の基層レベルからの再履行を提唱する。「法統」論争と回復後の国会の醜態について、章は、中国の議会主義政治の担い手に「名望家」的資質が欠如している点から理解し、盧永祥の庇護下で「連省自治」運動の一端を担うことになった。小地域の連合による国家建設という彼の構想に体制迎合的要素があったことは否定できず、同時に労働運動の隆盛や「大衆」の政治参加という新たな政治潮流との接点を有していなかった。【2-1】

章士釗は歴史の発展は新文化と旧文化の連続的変化によるものだと理解し、中国固有の文化がその実質を捉えることなく廃棄されつつあることを危惧していた。こうした認識のもので、彼は近代

的「啓蒙」主義に対して警鐘を鳴らし、新文化運動に反対した。章の文化論はたしかに保守主義者のものであったが、新しいものをすべて否定しようとした訳ではなく、新旧変化の帰結として生ずる新しいものの登場を彼は歓迎した。【2-2】

段祺瑞政権が「大元帥」や「臨時大總統」ではなく「執政」の名称を採用したのは、プレーンに迎えられた章士釗の建言によるものであり、彼は同政権の司法総長・教育総長に就任する。閣僚としての章は、「法統は民国政治史の汚点である」としてそれを明確に否定し賄選関係議員の摘発を指揮した。また国憲起草委員会委員として憲法制定に参与する。彼の構想は、反直隸派同盟の団結を前提として段祺瑞と孫文の合作を中心とする大同団結的政治統合であった。そして1925年12月に公布された憲法草案が省自治に大きな権限を付与していたことは、連省自治論をふまえた国家構想を展望する章士釗にとって歓迎すべきものであった。【2-3】

国共両党が推進する国民革命がワシントン体制下における中国ナショナリズムの潮流との接点を獲得しつつある状況下において、章士釗は権力内部の複雑な政治力学に規定されながらお臨時執政府の要職にあった。女師大事件・金フラン案から首都革命を経て三一八事件にいたる過程で、彼を帝国主義と軍閥政府のシンボルとする認識が流布・定着していったが、こうした「仇敵」イメージは、上記の反体制運動によって増幅されたものであった。同時にそれは、章の政治論そのものに民衆のナショナリズムを組み込む枠組みが欠如し、それが五三〇事件以降の大衆の示威運動に対する硬直的反応としてあらわれたことによるものでもあり、ここに政治思想家としての章士釗の限界があった。【2-4】

南京国民政府による逮捕令を逃れて訪欧していた章士釗は、1929年12月、張学良の要請で帰国し東北大学文学院院长に就任したが、九一八事変を経て、31年11月より上海で弁護士活動を開始する。陳独秀に対する弁護活動とそれに起因する『中央日報』との論争において、彼は、自由主義的政治論に依拠した「訓政体制」批判を展開した。36年、宋哲元の要請を受けて冀察政務委員会の法制委員会主任となった。日中全面戦争が勃発すると、彼は梁鴻志維新政府への参加勧誘を拒絶するとともに、香港経由で重慶に赴いた。【3-1】

杜月笙の保護のもとにあった章士釗は、彼自身メンバーであった国民参政会では際立った活動をしていない。蒋介石の依頼によって執筆され1943

年に重慶で出版された彼の『邏輯指要』は、その学術的成果に止まらず、全面抗戦期の中国における文化的アイデンティティ確立の試みとしての政治的含意を有していた。46年11月の国民大会で憲法制定に携わった章は、抗戦勝利後の中国政治の展開を議会制政治論の枠組みから展望した。同時期、彼は漢奸裁判の弁護も行っている。【3-2】

1949年2月と4月、無党派の「社会領袖」たる章士釗は、国民党の依頼により中共との和平交渉のため北平に赴いた。総統代行となった李宗仁の和平交渉案を背景として、章は、交渉による多元的政治制度の確立の可能性を展望し、したがって広西派を蒋介石からきり離してみずからの側に糾合しようとする中共案を李らは受諾しようと考えた。交渉決裂後の章は、中共の「統一戦線工作」の一端を担うことになった。【3-3】

1949年10月1日、中華人民共和国の開国式典において、章士釗は天安門上にあつた。この後、73年に訪問先の香港で逝去するまで、彼は「無党派知識人」の代表的人物の一人ではあったが、政治の表舞台に登場することはなかった。反右派闘争から文化大革命にいたる中国政治の急進化のなかで、『邏輯指要』・『柳文指要』が出版されただけでなく、彼が折々の政治闘争の標的とならなかったのは、毛沢東や周恩來の個人的庇護によるものであった。【3-4】

III

これに対して、本書はどのような中華民国前期政治史像を提出しているのであろうか。以下、評者が同書から読みとった歴史像を掲げておく。

中華民国の法的構造は、「臨時約法」（1912年3月）によって規定されていたという点でその政治体制を「約法体制」ということができる。民国初年における議会主義的政治論の典型は、政党内閣・責任内閣樹立を目的として「革命」後社会の秩序建設をめざす政治運動のなかに現われ、その主唱者として国民党の結成を推進した宋教仁の所論に見ることができるが、それは章士釗によって理論的背景を与えられた。民初の政党はエリートの集団であった。宋教仁と、民主党の領袖として進歩党の結成を推進した梁啓超の政治論が共有していたのは、エリート主義と二大政党体制の確立であり、その前提としての多元主義的政治社会の形成であった。こうして「政治的」権力を狭い範囲に限定することで成立した「約法体制」は、軍事的統合の問題を捨象したまま、エリートの結合力

と「法の支配」による政治統合をめざすフィクショナルな政治体制であった。【1-2】

議政党としての国民党は第1回国会選挙に圧勝し、政党内閣の確立による中国の統合と安定とが達成できるかに見えた。しかしながら宋教仁暗殺事件と善後借款（1913年3-4月）によって、国民党内指導層の見解の不一致——中央の議員たちが「法律による解決」を主張したのに対して、南方諸省の都督たちは「武力による解決」を主張した——が顕在化した。袁世凱政府の中央集権化政策は、議会政治の骨抜きに加えて、軍事権・財政権の回収を意図した国家権力の地方各省への浸透であった。議会主義は、地方分権的な要因を国家政治の領域へと吸収してゆくことのできる有効な方法であったが、競合する勢力が軍事力の独占を目的としていたことに対しては無効であった。孫文は議会主義に代替する一党独裁による国家建設を提唱するにいたるが、「第二革命」は政治的反対を暴力に訴えることによって議会主義的制度の無効を宣言するものであり、議会政治の挫折であった。【1-3】

袁世凱もまた、大総統への就任とその権限拡大にあたって、正統性獲得のためには「約法」の規定をふまえた手続きを必要とした。孫文は、壊滅的打撃を被った組織の再建を指導者型革命政党——中華革命党——の結成に求めたが、黄興は同党への参加を拒絶した。1914年8月、黄興支持グループによって結成された欧事研究会は、反袁運動の過程で梁啓超ら進歩党との密接な協力関係を実現した。「第三革命」は梁啓超が主導し欧事研究会が重要な役割を果たした。ここで組織された「護国軍」は「民国」を擁護することによってその正統性を担保しようとし、「軍務院」も袁政府を否定しながら「約法」を護持する臨時政府と位置づけられた。16年6月の袁世凱死去にともなう政治的危機は、「臨時約法」回復・「軍務院」廃止・国会開催・黎元洪大総統就任によって收拾された。「第三革命」は「約法体制」がある種の復元力を有していることを示すものであったが、その実態は「地方」の「軍事力」であった。【1-5】

1916年9月、復活した議会によって開始された憲法制定作業は、府院の対立・張勳復辟と段祺瑞による実権掌握によって頓挫した。17年9月、広州「非常国会」は「軍政府」を樹立するとともに、護法運動と「武力統一」を掲げる孫文を大元帥に選出した。このことは南北内戦の開始を意味するものであったが、18年5月、西南連合会議は孫文を辞職に追い込んだ。一方北京を支配下においた

段は、18年8月「復辟」によって中断した中華民国の「再造」を主張して新国会を開催した（安福国会）。同月、広州「非常国会」も議員法改訂によって正式国会となった。19年2-5月に上海で開催された南北和平会議は、国会問題がデッドロックとなり合意に達することはできなかった。パリ講和会議開催と日本の台頭を背景に、中国では空前の民族主義的機運が醸成されつつあったが、事実上各派閥の従属的存在となりそれゆえに国家分断の原因となっている両議会は、もはやこれを吸収し増幅する機能を有していなかった。【1-6】

1920年代初め、中国では、国際連盟樹立と合衆国・ソ連の連邦制のインパクトさらには「約法体制」への失望感を背景として、省レベルでの自治と制憲を求める連邦論の隆盛がみられた。安直戦争の結果、政権を掌握した直隸・奉天派両派の軋轢は「民六議員」と「民八議員」の取り扱いをめぐる「法統」論争を引き起こした。この論争において民国政治の正統性があからさまに議論されただけではなく、それが派閥および議員の個人的利害のために政治的に利用され、正統性原理の形骸化が白日のもとにさらされた。1922年5月、黎元洪の大総統職への復職によって「法統」は一応の回復をみた。にもかかわらず、翌年6-10月の直隸派による黎放逐と曹錕賄選は、これらに反対する章士釗をふくむ国会議員の南下と浙江督軍・盧永祥を中心とする新政府樹立の模索を経て反直隸派三角同盟に展開していくことになる。【2-1】

1924年10月、曹錕を追放した馮玉祥は、段祺瑞擁立ととともに孫文の北上を要請した。11月に「中華民国臨時執政」に就任した段は、「法統」はもはや存在しないという認識——臨時約法と曹錕憲法の否定——のもと、時局の收拾と建国方案を準備する「善後会議」と一切の根本問題を解決する「国民代表会議」の開催を表明した。これに対して北上を宣言した孫文は、反帝・反軍閥を課題として掲げなおかつ職能集団による「国民会議」構想を公表した。この構想と中共の「国民会議」構想との間には認識上の相違が存在したが、それが旧国会にとって代わるべき代議機関であるという点で共通していた。国共両党が推進した「国民会議促成会」運動が全国的展開をみせるなか、25年2月の善後会議開催と翌月の孫文逝去となった。会議が「国民代表会議案例」を採択したことを受けて憲法制定作業が具体化し、連邦的色彩が濃厚な草案が12月に公布された。しかしこれを承認するための代表大会は、臨時執政府崩壊によって開催されることはなかった。【2-3】

新国家建設を掲げた段祺瑞政権の正統性の基盤は脆弱であり、また依拠すべき軍力は張作霖・呉佩孚・馮玉祥ら軍閥の実力者のものであった。政治的統合を推進する凝集力としての1920年代なかばの中国ナショナリズムは、排外運動との親和性を濃厚にもった国共の党派的イデオロギーとしてあらわれた。三一八事件によって政治的道義性を喪失した臨時執政府は、1926年4月に消滅する。〔2-4〕

この後、張作霖と呉佩孚は曹錕の形式的復位と下野によって「法統」を回復したが、国民政府による北伐戦争の進展のなか、この「法統」に新たな正統性の付与を試みる条件はもはや存在していなかった。1927-8年、中華民国の政治体制は「約法体制」から「訓政体制」に転換する。

IV

中共あるいは国民党を正統とする歴史観——革命史観——はナショナリズム・民主主義と親和的に構成され、そこでは対抗勢力や敵対者は正当性の欠如した軍事集団・独裁者と位置づけられてきた。現在、20世紀中国政治史をどのように構想すべきかについて、「民国史」の提唱に示されるような「全体史」の視角が不可欠であることについてのコンセンサスは定着していると言ってよい。20世紀中国政治における軍事要因と「革命」要因を再検討・再配置して新たな歴史像を構築するうえで、評者は「自由主義」の視角がとりわけ重要であると考ええる。

革命史観にあっては、『毛沢東選集』に「自由主義に反対する」が収録されているように、自由主義は否定し対決すべきイデオロギーと位置づけられてきた。1928年、「党軍」としての国民革命軍によって国家権力を奪取した国民党による一党統治が開始された。こうして始まった「党国時代」は、1949年に人民解放軍の勝利によって担い手が中共に代わったものの、現在まで続いているとしなければならない。この中国の「党国時代」がロシア革命からソ連邦解体にいたる国際共産主義運動の中国的展開であったことに多言を要しないが、近十数年の中台それぞれの政治変容とそれに起因する海峡関係の質的変化を視野に収めたいうえで再び20世紀の中国政治を鳥瞰した時、そこに「自由主義」要因を再定置することの重要性に気づくのである。

従来、この「自由主義」要因の再定置は、胡偉希ほか『十字街頭興塔：中国近代自由主義思潮研

究』（上海人民出版社、1991）や陳儀深『近代中国政治思潮：從鴉片戦争到中共建国』（稻郷出版社、1997）に見られるように、「思潮」換言すれば近代中国知識人研究の一環として位置づけられてきたように思われる。「リベラリストではあったがデモクラットではなかった」章士釗に視点を据え、彼の言行を中国政治の具体的過程に還元することによって近代中国政治史の再構築を試みるという本書の課題設定は斬新かつ刺激的である。

中華民国前半期の章士釗はジャーナリスト・幕僚・国会議員・秘書官・交渉代表・閣僚として政治の中核部分に身を置き、その政治過程に関与し続けたのであるが、著者は、一方で章士釗の言行の基盤にある政治思想を吟味しつつ、他方で章が置かれた具体的な政治状況およびそれを規定する政治過程の再構築をめざそうとした。ここに、本書が章士釗研究であるとともに中国近代政治史でもあるという二つの課題を設定しなければならない所以があったと考えられる。

本書は「約法体制」の形成・展開・崩壊の過程を議会主義的政治統合の射程とその限界という観点からその全体像を提起しているが、その基調として掲げられたのは、(1) 民初の宋教仁・梁啓超の議会制理念における共有；(2) 黄興派と梁啓超派の連携と第三革命；(3) 南北国会並立の議会制的統合論による再解釈；(4) 正統性原理の形骸化としての「法統」論争；(5) 「臨時執政府」とその建国方案の射程である。議会制的政治統合論という視角を前期中華民国の政治過程に適用することによって、本書は、(1) 民国政治における1910年代から20年代への展開をどのように理解するかという問題について——「革命史」やナショナリズムの文脈に親和的な五四運動理解を想起されたい——新たな視点を提示し；(2) 軍閥的政治力学に規定された政治過程に対して基底還元的ではない接近方法が示され；(3) 孫文の軌跡や中共の主張に対して議会主義的政治統合の視角から位置づけなおされている。評者は、中華民国前期の政治過程を自由主義的政治統合論の視角から従来のものとは異なる歴史像の提起に成功していることに、本書の最も大きな意義があると考ええる。このことは、20世紀中国政治史の再構築に向けて新たな可能性を付与するものであろう。

V

本書は、20世紀初めから晩年にいたる章士釗の軌跡を明らかにしようとする、その意味では章士

鉅研究である。本書の課題設定に起因するものであるが、評者には、「約法体制」期の章の思想と行動に関する叙述には説得力があり、リアリティーに富んでいると感じられた。とくに、(1) 1910年代から20年代にかけて、章が自由主義を信条として情勢の展開に沿ってその政治主張をどのように展開させていったのか；(2) 臨時執政期、政府要員としての彼がどのような状況下におかれ、そして帝国主義と軍閥政治のシンボルであるという「仇敵」イメージがどのようにして定着していったのかについての叙述は興味深い。

ただ以下の二点については、判断を留保しておきたい。第一に、著者が「反日の張学良に重用されたこと」によって章が「反日陣営に入った」と見なし(p.348)、「冀察政務委員会法制委员会主任」就任をもって「反日派の人物と見なされた証左」としていることである(p.361, p.365)。「反日陣営」「反日派」と判断するためには、さらにほりさげた論述が必要であろう([3-1])。第二に、人民共和国成立前夜の中共には、複数政党の連合政権構想である「連合政府」論とそれとは異質の「人民民主独裁」論が存在し、交渉代表としての章士釗は前者に引きつけて中共の主張を理解したとしていることである([3-3])。評者は、当時の中共内部で両論が並存しせめぎあっていたという著者の見解——先行研究をふまえたものであるにせよ——に同意できない。

VI

前述のごとく、本書は二つの課題を設定したことによって、そうすることによってしか得ることができない大きな成果を獲得した。とは言え、この方法には、なお熟慮すべき次のような課題が内包しているように思われる。

第一に、確かに本書は70年にわたる章士釗の軌跡を丁寧かつ緻密にトレースすることによって、その全体像を描き出すことに成功している。にもかかわらず、彼の思想の核心を自由主義思想に根ざした議会主義的国民統合論と規定したことによって、その前史としての清末の営為([1-1])と、彼が政治的舞台から退場した1930年代以降の見解と行動(第三部)が言わば「付論」としての位置づけしか与えられていないように感じられる。換言すれば、清末に彼が有していた民族主義的感情や思想が1910-20年代における彼の思想にどのように刻印されたのかについての考察が十分ではなく、さらに30年代以降の軌跡が、奥行きと広が

りをもったものとして描かれていないのではないかとということである。

第二に、本書が自由主義思想に根ざした議会主義的国民統合論をめざした中国知識人の「類型のひとつ」として章士釗を捉えていることについてである。管見では、章士釗に対するこうした理解は必ずしも一般的なものではなく、また中国近代自由主義思潮を論じた前掲の二著にも章に対する言及は見当たらない。とすれば、著者が提示する「類型」のなかに章以外にどのような人物が位置づけられ、そして章を俎上にのせることによってこの「類型」をどの程度まで明らかにすることができるのかに関する大まかな見取り図が示される必要があったのではなかろうか。

本書については、嵯峨隆氏(『東方』第258号)、野村浩一氏(『中国研究月報』第655号)、深町英夫氏(『アジア研究』第49巻第3号)の書評がある。あわせて参照されたい。

(芙蓉書房出版、2002年2月、487頁、9500円)